- 1. 件 名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(東海第二(254))」
- 2. 日 時: 平成29年8月2日 13時30分~19時10分
- 3. 場 所:原子力規制庁 18階共用会議室
- 4. 出席者

原子力規制庁:

(新基準適合性審査チーム)

義崎管理官補佐、伊藤安全審査官、角谷安全審査官

## 事業者:

日本原子力発電株式会社:発電管理室 副室長 (他3名)

## 5. 要旨

- (1)日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』のうち「1.14電源の確保に関する手順等」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
  - 手順に基づく体制 (人数)、作業時間の妥当性を確認し、受電タイミング等の 記載事項を含めタイムチャートを再度整理して提示すること。
  - 重大事故等発生時の手順等については、遮断器用制御電源の復旧等あるが、 手順の全般において機能喪失原因対策分析、対応手段選択フローチャートの 対応の流れとの整合性を再度整理して提示すること。
  - 実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の条文要求に対する中性子モニタ用蓄電池の位置づけを整理して提示すること。
  - 5台ある常設代替高圧電源装置について、自動起動とする台数、追加起動する台数の考え方を整理して提示すること。
  - 可搬型整流器や低圧電源車等の容量設定根拠(台数を含む)について、使用目的を明確にするとともに、一連の事故対応に伴い各設備が担うこととなる負荷容量を整理し、一覧化して提示すること。
- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。
- 6. その他

提出資料:

- ・東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故 の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係 る審査基準」への適合状況について(1.14)
- ・東海第二発電所 重大事故等対処設備について(第57条)
- ・東海第二発電所 重大事故等対処設備について(補足説明資料)(第57条)